

伊勢原駅南口周辺地区地区計画

都市計画決定 平成2年9月18日 市告示第52号

位置及び面積 桜台一丁目地内 約10.4ha




建築物等の整備方針 から

建築物の用途混在を防止するため、工場等の立地を制限するとともに、道路からの壁面位置の制限を定め歩行空間を充実する。また、敷地内において、極力緑化の推進及び公開空地の確保に努め、ゆとりと潤いある商業空間を形成する。さらに建築物の主要な道路に面する部分は開放的な外観となるよう形態及び意匠等に配慮する。

地区整備計画（建築物等に関する事項）

	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	壁面の位置の制限								
商業A地区	① 3階建以上の建築物のうち、1階及び2階の部分は住宅以外とする。 ② 工場又は倉庫業用倉庫は建築してはならない。	230㎡	下表の敷地面積に応じて同表下欄に掲げる割合を超えてはならない。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>230㎡未満</th> <th>230㎡以上500㎡未満</th> <th>500㎡以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>400%</td> <td>450%</td> <td>500%</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	230㎡未満	230㎡以上500㎡未満	500㎡以上	割合	400%	450%	500%	外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、下表及び計画図に表示のとおりとする。
敷地面積		230㎡未満		230㎡以上500㎡未満	500㎡以上							
割合		400%		450%	500%							
商業B地区	125㎡											
商業C地区												

壁面の位置の制限

	1号壁面線	2号壁面線	3号壁面線
計画図表示			
道路境界線からの距離	道路境界線から1.5m以上	道路境界線から1.5m以上、ただし道路面から高さ2.5mをこえる部分については1.0m以上	道路境界線から1.5m以上、ただし道路面から高さ2.5mをこえる部分については適用しない
	